

高幡台団地

73号棟に住み続けたい住民の会
ニュース

連絡先 =

**高幡台団地 73号棟裁判****28日・立川地裁で判決****ぜひ傍聴を**

いよいよ判決日が近づきました。

UR（都市開発機構）から突然の「転居通知」を受けてから5年、それに納得できず、住み続ける私たち7世帯に、URが立ち退きの裁判を起こしてから2年がたちました。

耐震強度不足を理由にした、賃貸借契約の更新を拒絶することが認められるのか、裁判所がどう判断するか注目されています。

ぜひ多くの方のみなさんの傍聴をお願いします。

判決日：3月28日（木） 午後1時10分～**場 所：東京地裁 立川支部 405号法廷****◎交通：多摩都市モノレール「高松駅」下車5分**

※傍聴の方は、12時50分までに1階ロビーへおいでください。

◎報告集会

判決後、高松駅近くの弁護士会館（東京三弁護士会多摩支部＝アーバス立川高松駅前ビル）で報告集会を開きます。裁判は短時間で終了する予定ですので、遅くなる方は直接こちらにおいでください。

裁判で争われていることは何か？

これまでの13回にわたる裁判で主張されてきた内容は次のようなことです。

原告（UR）の主張は

- ▲高幡台団地73号棟は耐震強度が不足している。
- ▲補強するには、南側全面を鉄骨ブレースでおおう工法を検討したが、そうすると、居住環境も外観も悪くなり、賃貸住宅としての商品価値が下がる。
- ▲補強工事は、居住者を一人も移転させないことが前提であり、補強には、多額の費用（7億5千万円）がかかるため、建物を除却することにした。
- ▲URは、住民に丁寧に説明し、移転先の斡旋と、移転費用の一部、家賃の一部を補償するなどの対応を取ってきた。
- ▲居住者は、平成22年3月末までに、全員移転してもらう。
- ▲大部分の住民が、以上の説明に納得し移転したが、7世帯は応じなかったので退去を求める裁判を起こした。

被告（住民）の主張は

- ◎73号棟は、まだ30年以上の耐用年数があり、耐震改修をすればまだまだ活用できる。エレベーターが3基もある73号棟は、高齢化が進む現在、ますます大切な建物である。
- ◎多額の費用というが、7億5千万円の根拠も、取り壊した場合の費用やその経済的合理性なども説明していない。
- ◎住民が依頼した建築士は、制震工法による補強は4億3千万円で可能と言っている。
- ◎大家であるURには、耐震強度不足の73号棟を修繕（補強工事）する義務がある。一人も移転させないことを条件にしているが、他団地（例えば奈良北団地）では、一部住民を移転させて、制振工法による耐震改修を実施している。
- ◎移転した住民はURの説明に納得したわけではない。できるなら今でも73号棟に戻りたいと思っている人は多い。
- ◎住民に建物の明け渡しを求めるには大家側に理由がなければならないが、耐震不足をその理由とする法的根拠はない。
- ◎環境を守るために、大量のごみを出してはならない。

ホームページ開設

私たち「住民の会」ではこのほどホームページを開設しました。タイトルは「キイロイハタニネガイヲコメテー高幡台団地73号棟に住み続けたい住民の記録」（写真）です。

73号棟問題と裁判の経過を年表形式でわかりやすく紹介しています。

アドレスは「<http://takahatadai73.com/>」。「73号棟に住み続けたい住民の会」、あるいは「キイロイハタ」で検索するとすぐ出てきます。

